機能ID	項番		枝番	機能名称	機能要件	実装区分	適合基準日
0100782		3.2.1.	1	調査情報管理	各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：納税義務者】 ・本人特定のための調査 ・被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の特定のための調査 ・課税対象者、被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象：被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等】 ・所得の確認のための調査 ・障害情報の確認のための調査 【対象：特別徴収義務者】 ・課税対象者特定のための調査 ・被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の特定のための調査 ・被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の所得の確認のための調査 ・課税対象者、被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査 【対象：他団体】 ・被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の所得の確認のための調査（被扶養者が管外の居住者の場合） ・被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等の障害情報の確認のための調査（被扶養者が管外の居住者の場合） ・情報提供ネットワークシステムで照会し、その結果を取り込み、管理（設定・保持・修正）できること。 【対象：法定調書調査】 ・法定調書の内、個人が特定できなかったものの調査 なお、上記調査には「特定親族特別控除対象特定親族」の特定及び所得の確認のための調査を含む。	実装必須機能（※）	
0100421		3.2.1.	2		各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：納税義務者】 ・二重扶養調査（２名以上の同一生計者のうちいずれか１名の扶養とするため、納税義務者へ扶養主をどちらとするか照会をする。）	標準オプション機能	
0100689		3.2.1.	2		各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：自団体の戸籍所管課】 ・被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等との続柄確認のための戸籍調査	標準オプション機能	
0100690		3.2.1.	2		各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：他団体】 ・被扶養者、同一生計配偶者及び所得金額調整控除対象扶養親族等との続柄確認のための戸籍調査（納税義務者の本籍が管外の居住者の場合）	標準オプション機能	
0100717		3.2.1.	3		各種調査の調査結果を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜各種調査＞ 【対象：納税義務者】 ・事業所・家屋敷課税に該当する事業所の有無等に関する確認のための調査	標準オプション機能	